コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　KOMATSU MATERE Co.,Ltd.

最終更新日：2018年10月31日
小松マテーレ株式会社
代表取締役社長 池田　哲夫
問合せ先：社長室：0761-55-8070
証券コード：3580
https://www.komatsumatere.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主をはじめとしたすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、善良な企業市民として誠実に社会的責任を果たすことであります。当社は経営の効率性を保持しつつ、監査・監督機能の実効性を上げるため、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は原則年7回開催し、経営の基本方針、法令に定められた事項及び業務執行に係る重要事項を決定しております。加えて、経営方針及び経営計画の遂行並びに経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を行なうため、常勤取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を原則月1回開催しております。また、監査役会を原則年7回開催し、取締役の職務執行を監視・検証しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２－４】（議決権の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳）
電子行使を可能とするための環境作りは、機関投資家や海外投資家ならびに外国人株主の比率等の推移を勘案のうえ、当該比率が上昇する際には議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知等の英訳の検討を進めます。

【原則　４－７　】（独立社外役員の役割・責務）
【原則　４－８　】（独立社外役員の有効な活用）
【補充原則　４－８－１】（独立社外役員の情報交換・意識の共有）
【補充原則　４－８－２】（筆頭取締役の互選、経営陣・監査役および監査役会との連携）
【原則　4-10　】（任意の取組の活用）
当社は従来2名の社外取締役を選任し内1名を独立社外取締役としておりましたが、平成30年7月20日をもって、独立社外取締役1名が辞任いたしました。
現在、取締役8名の内1名が社外取締役、監査役4名のうち2名が社外監査役（内1名が独立社外役員）として在籍し、社外の視点から経営に資する発言を行うなどその役割、責務を充分に果たしております。
当社といたしましては、更なるコーポレートガバナンスの充実を目指し、早急に必要な資質を備えた適切な独立社外取締役を選任するよう努力してまいります。

【原則４－９】（社外取締役の独立性断基準および資質）
東京証券取引所が定める独立社外取締役の独立性基準を踏まえ、当社では独自に独立性について検討・整理し、当社の独立性判断基準を策定しております。当社の独立性判断基準の開示方法については今後、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

各原則につきましては、平成30年6月の改訂前のコードに基づき記載しております。

【原則１－４】（政策保有株式）
1．政策保有に関する方針
当社は、安定的で継続的な取引関係の維持、及び企業の中長期的な価値向上と持続的成長などの政策的な目的により株式を保有することとしております。

2．政策保有株式に係る議決権の行使について
当社は、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使しております。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、適切に判断いたします。

【原則１－７】（関連当事者間の取引）
当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との取引等の関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会において審議のうえ対応を図ります。また、こうした対応については当社内部の監査機関により管理しております。

【原則３－１】（経営理念や経営戦略）
(i) 経営理念や経営戦略
以下の企業理念を現在、HPに公表しています。また、経営戦略については様々な形で開示しております。
人々の感動を創造します。
地球・社会に貢献します。
社員と共に成長します。

(ii) コーポレート・ガバナンスの基本的考え方
上記「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営幹部・取締役の報酬を決定するに当っての方針と手続
経営陣幹部・取締役の報酬に当たっては、会社の業績を考慮し、取締役会における審議の上で決定しております。

(iv) 取締役会が取締役候補の指名を行うに当っての方針と手続
取締役候補者および監査役候補者の選任に当たっては、豊富な経験と高い見識、或いは高度な専門知識を持つ者を候補者とし、取締役会における審議の上、決定しております。

(v) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名行う際の個々の選任・指名についての説明
取締役及び監査役候補者の選任理由については、「定時株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4－1－1】(経営陣に対する委任の範囲の決定)
当社は、会社法・その他法令や定款に規定された事項、取締役会に付議すべき事項等を「取締役会規程」に定めており、法令に準拠して取締役会で審議する内容や委任の範囲を決めております。

【補充原則4－11－1】(取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)
当社の取締役会は、会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを確保しつつ、経営判断に優れた取締役により構成しており、意思決定の迅速化を踏まえ必要人員に絞った体制にしております。また、取締役・監査役候補の指名に当たっては、豊富な経験と高い見識、或いは高度な専門知識を持つ者を候補者とし、取締役会における審議の上、決定しております。

【補充原則4－11－2】(社外取締役・監査役の兼任状況)
社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役が他社の役員を兼任している場合は、取締役会でその内容を確認し、当社の業務に支障がないことを確認しております。また、「事業報告」において、各取締役・監査役の主要な兼任状況を毎年開示しております。

【補充原則4－14－2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
経営層を対象として、経営に関する有用な情報や経営戦略等を学ぶ機会を設けております。これらは当社の事業に限定せず異業種も含めた内容であり、経営者として幅広い素養・見識を養うため、講演等への参加も促しております。

【原則5－1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主からのご意見や対話要求に対しましては適宜対応しており、当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、総務部、経理部が行っております。IR活動に必要な情報は、関係部署から情報収集しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東レ株式会社	3,749,367	8.69
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	3,377,500	7.82
株式会社北國銀行	2,113,798	4.89
小松精練松栄会	1,490,860	3.45
日本生命保険相互会社	1,284,069	2.97
株式会社北陸銀行	1,263,638	2.92
三井住友信託銀行	1,230,000	2.85
株式会社クラレ	1,090,184	2.52
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	1,039,800	2.41
THE CHASE MANGATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	954,800	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鳥越　和峰	他の会社の出身者					○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鳥越　和峰		―――	東レ㈱で長年に渡り繊維部門に携わり、高度な専門知識を有しており、当社経営に対して有益な意見や指摘をしていただくためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 監査役会、内部監査室並びに会計監査人は互いに定期的に意見交換を行うなど連携をとりながら、監査体制及びコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
根上　健正	他の会社の出身者									○				
坂下　清司	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
根上　健正		―――	建設業界での経歴を通じて経験と高い識見を有しており、当社経営に対するアドバイスと業務執行とうについて客観的な監査をしていただくためであります。
坂下　清司	○	―――	公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有していることから、当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。 また、取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員としております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

必要に応じ検討いたします。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は「役員補修規定」に基づき、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会で決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

当社は意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、これまでの企業経営の経験を生かした有益な発言を取締役会のみならず、平素から来社いただける方で、特別な利害関係のない方を社外取締役として選任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は経営の効率性を確保しつつ、監査・監視機能の実効性を上げるため、取締役会及び監査役会を設置しております。平成30年10月31日現在、取締役会は取締役8名 (うち社外取締役1名) 、監査役会は監査役4 名 (うち社外監査役2名) で構成されております。
取締役会は原則年7回開催し、経営の基本方針、法令に定められた事項及び業務執行に係る重要事項を決定しております。加えて経営方針及び経営計画の遂行並びに経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を行なうため、常勤取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を原則月1回開催しております 。また監査役会は原則年7回開催し、取締役の職務執行を監視・検証しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役8名のうち1名が社外取締役であります。各社外取締役が有する専門的な識見や幅広い経験に基づき、経営全般について客観的な立場から積極的に助言・指導をいただいており、経 営の公正・透明性の確保が図られております。また、常勤監査役2名は取締役会のほか経営会議等の 重要会議に出席し、経営及び業務執行への監視機能を果たしております。こうした取り組みにより、コーポレート・ガバナンスの有効性は十分に担保できるものと判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2日間の発送の前倒しをしております。
集中日を回避した株主総会の設定	基本的には集中日を避けた設定をしております。
その他	四半期決算期毎に決算説明資料をホームページに掲載

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに投資家情報として、決算単身、有価証券報告書、決算説明資料を掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	以下の「行動規範」を定め、行動の基本としております。 お客様の安心･満足･信頼をベースに、高品質の承認サービスを提供します。 すべての取引先に対して公正な取引関係を維持し、誠実に事業を行います。 社会から疑惑や不信を招かないために、法令･社会ルールを遵守し、公正で透明度の高い事業活動を行います。 社会人としての自覚を持って行動するとともに、企業人として仕事のプロを目指します。 お互いの人格･価値観を尊重し、健全な職場環境を追求します。 地球環境保護に配慮し、環境にやさしい取り組み作りを強力に推進します。 社会との交流を通じてともに発展することを目指し、よき企業市民として社会貢献します。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は事業活動において、人と繊維、自然が共生できる環境づくりと、常に安心できる高品質な素材提供を追及しております。1999年に「小松精練環境管理宣言」を策定し、地球温暖化ガス（二酸化炭素）の削減に取り組み、京都議定書の目標値6%をすでにクリアするなど、地球環境保護に取り組んでおります。更に、2015年には「小松精練グループ環境方針」を策定しております。また、染色産業廃棄物を有効利用し、開発した超微多孔セラミックス「グリーンビズ」は産業廃棄物を削減する効果は勿論のこと、そのセラミックスが持つ保水性により、打ち水効果でヒートアイランド現象の抑制につながっております。 ＣＳＲでは、児童科学教育に対する支援や、海岸清掃など市民奉仕運動へ積極的に参加するなど、日頃の企業活動に対し深く理解をしていただいている地域住民の方々への貢献に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業理念・行動規範に基づき、業務の適正を確保するため、以下の基本方針の下、内部統制の体制を構築しております。
1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
・当社及び当社グループ各社は、企業理念に基づき、倫理・コンプライアンスの基本方針、行動規範を制定する。
・担当部署の設置と担当取締役を任命する。また、コンプライアンス委員会を設置し、基本方針、実施計画・監視活動の枠組みおよび重要な違反等について審議・決定する。
・社員が直接に報告・通報する窓口を設ける。通報を受けたコンプライアンス担当部署はその内容を調査し、再発防止策を協議・決定の上、全社に実施する。
・当社および当社グループ各社は、企業の社会的責任および企業理念を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関わりを一切持たず、徹底的に排除する。
2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制
・取締役の職務執行に係る文書等（電磁的記録を含む）を社内規定に基づき、担当職務に従い適切に保存し管理する。また、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。
3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
・経営環境・企業戦略に対応したリスク管理規定を制定し、リスク管理責任部署及び統括責任者を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。また、リスク管理委員会を設置し、リスク管理の基本方針、統制活動、監視活動の方針等を審議・決定する。
・内部監査部門は、リスク管理責任部署及びグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、結果を管理部門担当取締役及び監査役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。
4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
・意思決定の妥当性を確保するため、取締役のうち複数名は独立した社外取締役とする。
・取締役は、取締役会が定める経営管理機構、業務執行を担当する取締役・理事等の職務分掌・責任権限に基づき、各業務担当取締役・理事に業務の執行を行なわせる。
・取締役会による、中期計画の策定、中期計画に基づく事業部門毎の業績目標と年次予算の設定及び、月次・四半期業績管理の実施等の具体的対応等により、取締役の職務執行の効率化を図る。
・取締役・理事を構成員とする経営会議を設置し、当該会議構成員による当社および当社グループへの定期的なレビューによりグループ各社の業績目標と年次予算の設定及び業績管理を実施する。
5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・内部統制の構築については、当社の内部統制担当部署が、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。
・当社の内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を担当部署および責任者に報告し、担当部署は内部統制の改善策の指導・助言を行なう。
6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
・適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制に関する規定を定めるとともに、体制整備と有効性向上を図る。
・内部監査部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行なうものとする。主管部門および監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときは、その対策を講ずる。
7) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役は、内部監査部門及び管理部門の社員に対し、監査業務必要な事項を直接に命令することができる。
・監査役は職務の遂行上必要な場合、前項の社員を取締役から独立させて業務を持しさせることができる。
8) 当社および子会社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、およびコンプライアンス上の重要な事項について、重大な事実を発見した場合には速やかに監査役に対し報告を行なう。
9) その他監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
・監査役の過半数は独立した社外監査役とし、対外的な透明性・客観性を確保する。
・監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等を活用できる。
・前項の費用は会社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、企業の社会的責任及び企業理念を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関わりを一切持たず、徹底的に排除する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

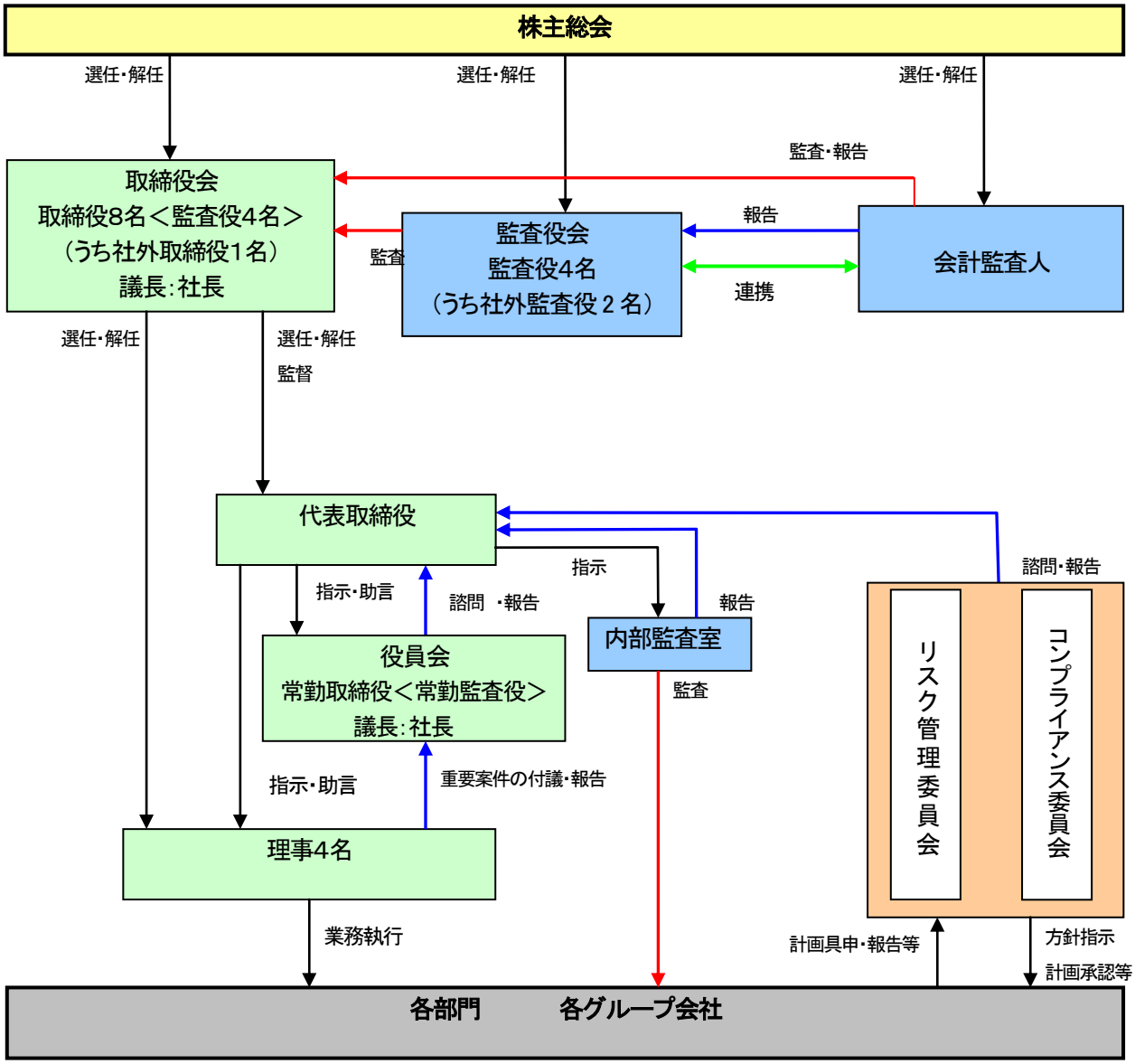
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査・報告
取締役会
取締役8名＜監査役4名＞
（うち社外取締役1名）
議長：社長
監査
監査役会
監査役4名
（うち社外監査役２名）
報告
連携
会計監査人
選任・解任
選任・解任
監督
代表取締役
指示
諮問・報告
指示・助言
諮問 ・報告
報告
内部監査室
役員会
常勤取締役＜常勤監査役＞
議長：社長
監査
指示・助言
重要案件の付議・報告
理事4名
業務執行
リスク管理委員会
コンプライアンス委員会
計画具申・報告等
方針指示
計画承認等
各部門
各グループ会社